

令和元年度第2回子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日時 令和元年9月30日（月） 9時30分～12時10分
- 2 会場 ときわ会館5階 中ホール
- 3 出席者 （委員）奥野委員長、相川委員、新井委員、遅塚委員、金子委員、小田嶋委員、佐野委員
（所管課）子ども家庭総合センター総務課、総合療育センターひまわり学園総務課
（事務局）子ども育成部子育て支援政策課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	募集方法	指定期間	指定管理者案
けやき荘	1	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	(社会福祉法人) さいたま市社会福祉事業団
はるの園 さくら草学園 杉の子園	3	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	(社会福祉法人) さいたま市社会福祉事業団

6 議事要旨

施設の指定管理者候補者案選定に当たり、令和元年7月16日から8月22日にかけて指定管理候補者の公募受付を行った結果、各募集区分とも1団体から応募があった。提出された事業計画書等に基づき、応募団体によるプレゼンテーション及び各委員からの質疑を行った後、各施設の指定管理者候補者案を選定した。

(1) けやき荘

【質疑等】

Q 募集法人について、障害者の雇用について記載があるが、法定雇用はどのような状況か。

A 法定雇用率に関して、法的には2.2%となっている。平成31年3月1日現在では、2.55%。

令和元年度については、職員の異動等があるため、2.17%と若干法定雇用率を下回っている状況。

Q 恐らく社会福祉法人であろうと思われるが、社会福祉法人としての地域における公益活動についてどのようなことをしているのか。具体的な事業として示してほしい。

A 公益的な取り組みについて、現在中心で行っているのが、埼玉県の社会福祉協議会で実施している生活困窮者に対する相談支援事業。生活保護あるいはそこまでは至らないが、狭間にいる方への相談支援と資金の提供といった事業を行っている。また、各事業所で行っている取り組みとして、さいたま市の中学生を対象とした「未来（みら）くるワーク」という職場体験事業について全体の80%の事業所において受入れ協力を行っている。

Q 県のウーマノミクスのプラチナ+の認定を取っているとの説明があったが、「くるみん」という子育て関係の国の認証は取得しているか。

A ウーマノミクスの認定は受けているが、「くるみん」の認定は受けていない。

Q 他機関に引き継いだ後にはなると思うが、退所後の支援について、これまで退所された方への支援を具体的にどれ位行ったか。

A 退所後の支援について、平成30年度は電話対応が83件、来所対応28件、行事の案内が23世帯、実施した行事への参加は12世帯。その他関係機関との情報共有ということで、退所前から退所後に関して10件程行っている。

Q 危機管理の関係で、施錠はされているとのことだが、例えば刃物を持った男性が声を荒げながら事業所の中に入ってきてしまった場合、どのような対応をとることになっているか。

A 玄関の施錠が鍵だけということになっている。事務所横が玄関であるため、必ず2名以上の職員が常駐しており、誰かが入って来た場合は直ぐに職員が出ることになる。防犯カメラを3台設置しており、事務所内では、職員が随時モニターをチェックし、不審者が入る前に阻止できるよう努めている。また、不審者対応訓練として、所管警察の生活安全課の職員に来てもらい、刺股の使い方や、実際に不審者が侵入した時にどのように対応すれば良いかについて毎年指導を受けている。

Q 携帯電話が使える方が入所している場合に、SNSの扱い等をどのように管理しているか。

A SNSの取り扱いについて、携帯電話のチェックはしていないが、自身だけでなく他の利用者の安全も守るということで、入所の際や年2回の利用者懇談会の際に、個人情報について説明している。

Q 人件費の計上について、5年間一律の数字になっている。職員の定昇等で金額が変動するようなことはないか。

A 指定管理期間内での区分、あるいは施設を超えた法人内の人事異動は当然行われると想定している。仮に現在の職員が5年間配属された場合、定期昇給分を織り込んで、5年間の中に割付している。

Q 連携体制について説明があったが、学習ボランティアについて、具体的に説明してほしい。どのような形で考えられているか、または既に実施されているのか。

A 学習ボランティアについては、シルバーバンクに学習ボランティアを依頼し、来てもらっている。中学生の入所もあるため、受験に向けて学校だけの勉強では不足しているということで、シルバーバンクからけやき荘に来てもらい、勉強を見てもらっている。他にも利用者から希望がある場合は、小学生にも学習ボランティアを週に1回、中学生は受験前の1月2月は多い時で週3回も来てもらうこともある。

Q 法人の経験とスケールメリット生かした独自性、創造性を盛り込んだ事業について、色々と示されているが、具体的にどのようなものが独自性、創造性のある事業としてスケールメリットを生かしてやっているのか教えてほしい。

A 資料に独自性、独創性、実現性というところで、組織力、対応力、実現力の3つの具体的な例を示している。

独自性としては組織力ということで、福祉他分野との連携で法人全体での連携事業を行っている。

対応力については、長年の運営経験に基づくノウハウというところで、母子生活支援施設は1カ所だが、その他市内に5カ所の児童発達支援施設があるため、けやき荘で不安を抱えているようなお子さんがいる場合は、相談にのってもらっている。放課後デイサービスや児童センターなどもあるため、けやき荘に入所しているお子さんに対してそうした事業所を活用してもらえよう案内している。

実現力ということで独創性になると思うが、アフターケア事業としてこれまで実現した事業としては、入所中だけでなく、退所後に地域に出て安全で安心した生活が送れるように、不安になるようなことに関して気軽に相談してもらったり、行事についても季節を感じてもらったりできるよう、独創的な内容で実施している。また、自治会に加入し、地域に出た時に地域になじむことができるように、そして、母子生活支援施設ということで地域にも認識してもらいたいというところで地域との交流にも取り組んでいる。

Q 資料に職員配置の一覧があるが、勤務形態のところの常勤の下には括弧書きも添えてあるが、どういった考え方の表になっているのか。

A 基本的に職員はすべて常勤職員となっている。様々な雇用形態の職員がおり、約10%が再雇用の職員。再雇用の場合いわゆる正規職員ではなく、嘱託や臨時職員という雇用形態をとっている。雇用形態にとらわれず資格を有した経験豊富な職員を配置する予定。

(2) はるの園、さくら草学園、杉の子園

【質疑等】

Q 市の募集要項や仕様書では要求されていないが、応募にあたり独自性として載せた具体的

なことがあれば教えてほしい。

- A 児童発達支援のクラス編成のところ記載している。市の要項では年齢やクラス編成がある程度決まっているが、その年によって利用者が変わるため、利用者の年齢構成や状況等に合わせ、クラス編成を多少変えている。資料には来年度の想定ということで記載している。2歳児クラスやフォロークラスはその年によって人数編成もかなり変わるため、利用者に合わせて指導内容等を考えていく。

- Q 障害児の相談支援事業と指定特定の相談支援事業を行うと記載してあるが、大人の相談と18歳までの子どもの相談でどれくらいの割合になるのか。

A 90%以上が児童に関する相談となっている。

- Q 児童発達支援事業の提案について、仕様中でも提案を是非ということで期待されていた分野ではないかと思う。

嘱託医、言語聴覚士等の専門職による支援を実施するとあるが、支援についてどのようなことを実施するのか。

- A 言語指導に関して、はるの園では月に一度言語聴覚士に来てもらい、個別指導の対応をしている。また、年に1回言語聴覚士による保護者向けの学習会を開催している。

- Q 食物アレルギーへの対応について、専門医による指示書に基づいて現場で検討を行っているとは記載されている。管理栄養士や給食提供者と検討とあるが、そうした方々と事業所のどういったポジションの方が検討を行っていくのか教えてほしい。

- A アレルギー対応については3園で食事の提供体制が異なっている。はるの園は業者に委託。さくら草学園は職員が作っている。杉の子園については食事提供はなく、調理施設もない。こうした状況の中で、さくら草学園に管理栄養士を配置しており、管理栄養士が直接面談をしながら対応している。

はるの園については、職員の中に管理栄養士がいる。兼務体制の中での管理栄養士ではあるが、近隣の施設に常勤しており、給食提供者と密に連携しながら利用者とのコミュニケーションを図り、月1回は面談を行いながら進めている。

さくら草学園では職員が調理を行っており、月1回給食会議を行っている。会議のメンバーは、管理栄養士、調理員、園長、その他2クラスの代表が1名。その後にアレルギー会議を行っている。アレルギー会議には園長、管理栄養士、保護者とクラス担任が参加している。

- Q 利用者ニーズに対応できる体制について、各施設の対象児童の記載や通園日の開始時間や親子通園の実施回数が微妙に異なっているが、特に別にしている理由は。

- A 開始時間については、杉の子園は保護者の直接送迎による登園であるため9時45分からの開始時間になっている。はるの園については、通園バスがあり、市内の広い範囲を回っているため園への到着が10時を過ぎることがある。そのため、開始時間が若干異なっている。

クラス体制や日数については、対象児童の人数やお子さんの状況によって変えている。

Q 実現可能な収支計画の部分について、施設の稼働率向上にあたり入所者を増やしますといった説明があり、それぞれ毎年稼働率の目標を立ててやっていくということが記載されているが、3園の稼働率はどのような状況か。また、これからどのような目標を立ててやっていこうと考えているか。

A 現在の稼働率について、さくら草学園については、平成30年度は70.99%。令和元年度目標を78%としている。残念ながらこの8月末で63%の稼働率に留まっている状況。一方、杉の子園については、平成30年度は73.1%の稼働率、令和元年度は87%という稼働率を目標としているが、8月末時点で66%に留まっている。はるの園については、平成30年度の稼働率81%。令和元年度の稼働率目標は92%。はるの園は一番新しい施設ということもあり、比較的稼働率が高かったためこの目標値となっている。8月末時点で84%の稼働率となっている。

また、稼働率に対するこちらのアクションについては、施設の性質上、次の年の利用人数というのが把握し難い部分と4月当初の稼働率が低いという傾向がある。例えば、「幼稚園に入ったけれども、幼稚園の中で難しい。はるの園に通うようにしましょう。」ということになると、通い出すのは年度の途中からになる。そういったことを見越して、年度当初から利用を増やすというよりも、ある程度地域のニーズに合わせるように考えている。利用人数はその年によって変動があるが、各機関と協力しながら利用率向上に努めていく。

【結果】

(1) けやき荘

応募者の審査を行った結果、2,100点満点で1,710点となり、最低制限基準の60%である1,260点を超えていた。また、実績評価点を加えて2,170点満点で1,762.5点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

(2) はるの園、さくら草学園、杉の子園

応募者の審査を行った結果、1,750点満点で1,442点となり、最低制限基準の60%である1,050点を超えていた。また、実績評価点を加えて1,837.5点満点で1,486.1点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。